

議案第 25 号

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

橋本市立公民館設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 112 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中太線の部分である。

改正後		改正前	
(名称及び位置) 第2条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 中央公民館 ア 橋本市中央公民館 イ 橋本市東家一丁目 6 番 27 号 (2) 地区公民館		(名称及び位置) 第 2 条 公民館等の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) 中央公民館 ア 橋本市中央公民館 イ 橋本市東家一丁目 6 番 27 号 (2) 地区公民館	
名称	位置	名称	位置
橋本市紀見地区公民館	橋本市城山台二丁目10番地の1	橋本市紀見地区公民館	橋本市城山台二丁目10番地1
橋本市学文路地区公民館	橋本市南馬場1173番地の77	橋本市学文路地区公民館	橋本市南馬場1173番地の77
橋本市隅田地区公民館	橋本市隅田町中島22番地	橋本市隅田地区公民館	橋本市隅田町中島22番地
橋本市橋本地区公民館	橋本市市脇一丁目3番18号	橋本市橋本地区公民館	橋本市市脇一丁目3番18号
橋本市紀見北地区公民館	橋本市三石台四丁目2番地の1	橋本市紀見北地区公民館	橋本市三石台四丁目2番1
橋本市山田地区公民館	橋本市柏原433番地の1	橋本市西部地区公民館	橋本市柏原355番地
橋本市恋野地区公民館	橋本市恋野564番地の1	橋本市恋野地区公民館	橋本市恋野564番地の1
橋本市高野口地区公民館	橋本市高野口町名倉813番地の2	橋本市高野口地区公民館	橋本市高野口町名倉813番地の2

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日までの間において規則で定める日から施行する。